

令和6年

# 第3回 教育委員会

日時 令和6年3月21日(木曜日)

午後5時00分～

場所 役場2階 会議室

佐呂間町教育委員会

### 第3回教育委員会行事経過報告

月 日	行 事 名	時間	場 所
2月28日	第2回教育委員会	17:00	役場会議室
3月1日	佐呂間高校卒業式	9:30	佐呂間高校
3月2日	ちびっ子運動教室	13:30	スター
3月5日	寿大学卒業式	10:30	町民センター
3月6日	第1回議会定例会（～13日）	10:00	議場
3月15日	佐呂間中学校卒業式	8:50	佐呂間中学校
"	人形劇公演会	10:20	浜佐呂間保育所
"	役場新人職員初任者研修	14:30	役場会議室
3月18日	第4回佐呂間町スポーツ推進委員会議	18:30	役場会議室
3月19日	佐呂間小学校卒業式	9:30	佐呂間小学校
3月21日	第3回教育委員会	17:00	役場会議室
"	第4回社会教育委員会議	19:00	町民センター

### 今 後 の 予 定

月 日	行 事 名	時間	場 所
3月22日	若佐小学校卒業式	9:30	若佐小学校
"	浜佐呂間小学校卒業式	9:30	浜佐呂間小学校
3月25日	オホーツク管内教育委員会協議会教育長部会	15:00	網走市
3月27日	校長教頭会議	9:30	佐呂間コミセン
3月28日	映画上映会	13:00	図書館
3月30日	子供向け事業「ぬいぐるみおとまり会」（～3日）	13:00	図書館
3月31日	退職教職員辞令交付式	16:00	教育長室
4月1日	町職員辞令交付式	9:00	佐呂間コミセン
"	教育委員会辞令交付式（上記終了後）	-	役場会議室
4月4日	教職員辞令交付式	16:15	佐呂間コミセン
"	臨時校長会（上記終了後）	-	役場会議室
4月8日	佐呂間小学校入学式	10:00	佐呂間小学校
"	若佐小学校入学式	10:00	若佐小学校
"	佐呂間中学校入学式	11:00	佐呂間中学校
"	佐呂間高校入学式	13:30	佐呂間高校
"	校長教頭会議	15:00	役場会議室

- 議案第 1 号 教職員の免職内申について（非公開）
- 議案第 2 号 教職員の退職内申について（非公開）
- 議案第 3 号 教職員の採用内申について（非公開）
- 議案第 4 号 佐呂間町教育委員会 I C T 支援員配置要綱の  
制定について
- 議案第 5 号 佐呂間町教育支援センター設置要綱の制定に  
ついて
- 議案第 6 号 佐呂間町社会教育委員の任命について
- 報告事項 1 令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調  
査結果に係る北海道版結果報告書への掲載原稿  
について
- そ の 他

(非公開)

(非公開)

(非公開)

(非公開)

(非公開)



(非公開)

(非公開)

議 案 第 4 号

佐呂間町教育委員会 I C T 支援員配置要綱の制定について

佐呂間町教育委員会 I C T 支援員配置要綱を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 21 日 提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

## 佐呂間町教育委員会 ICT 支援員配置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐呂間町立学校設置条例（平成17年6月17日条例第15号）に規定する学校（以下「学校」という。）に在籍する児童生徒及び教員の ICT 機器活用能力の向上及び学校教育の充実を図るために配置する ICT 支援員（以下「ICT 支援員」という。）について、会計年度任用職員の任用に関する規則（令和元年9月11日規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 ICT 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (任用の要件)

第3条 ICT 支援員は、ICT 機器に関する知識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

### (所属)

第4条 ICT 支援員は、教育委員会管理課に所属する。

### (職務)

第5条 ICT 支援員は、管理課長の指示を受け、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報教育の推進に関すること
- (2) ICT 機器を活用した授業の補助及び教材開発の支援に関すること
- (3) 教員、児童及び生徒に対する ICT 機器の取扱いの助言に関すること
- (4) ICT 機器の設定や簡易なメンテナンスに関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める業務

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から、施行する。

議 案 第 5 号

佐呂間町教育支援センター設置要綱の制定  
について

佐呂間町教育支援センター設置要綱を別紙のとおり制定する  
ものとする。

令和6年3月21日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦

## 佐呂間町教育支援センター設置要綱

### (目的)

第1条 佐呂間町立小中学校における不登校児童生徒への支援と未然防止及び学校教育上又は生徒指導上の問題や課題の解決のための相談機関として、佐呂間町教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

### (設置及び職員配置等)

第2条 教育支援センターに、次の教室及び相談室を設置する。

- (1) 校外学びの教室「さこっと」
- (2) 教育相談室

2 教育支援センターに、教育相談員を置くものとする。

### (職務)

第3条 教育相談員は、教育支援センターにおいて次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 児童・生徒又はその保護者等からの学校生活、家庭生活及び地域社会生活における児童・生徒の教育上の諸問題に係る相談に関すること
- (2) 校外学びの教室「さこっと」の管理・運営に関すること
- (3) 不登校の未然防止に関すること
- (4) 児童・生徒健全育成に関する課外活動のアドバイスに関すること
- (5) その他必要な事項

### (学校との連携)

第4条 教育支援センターは、次の事項について在籍校との連携に努めるものとする。

- (1) 出席状況、活動内容及び学習状況に関すること
- (2) 学期末及び学年末の状況報告に関すること

### (教育支援センターに出席したときの取扱い)

第6条 支援センターに出席した日は、在籍校の出席として取り扱うものとする。ただし、公募（指導要録）の出席とし、月末統計、通知表等は欠席扱いとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議 案 第 6 号

佐呂間町社会教育委員の任命について

佐呂間町社会教育委員設置条例（昭和62年条例第4号）第1条、第3条及び第4条の規定に基づき、別紙のとおり任命するものとする。

令和6年3月21日提出

佐呂間町教育委員会教育長 谷 川 敦



別紙

佐呂間町社会教育委員任命者名簿

1. 任命者氏名

	氏名	備考
1	室井隆治	再任
2	尾崎実	再任
3	眞如智子	再任
4	室井公裕	再任
5	檜垣久美子	再任
6	西岡理恵	再任
7	三島木羽由希	再任
8	本間恵奈	再任
9	船木桂輔	再任
10	住吉浩実	再任
11	佐々木理有	再任
12	草野宏繁	再任
13	佐藤優紀	再任
14	山崎逸子	再任
15	大脇茂雄	新任
16	今野敦子	新任
17	藤岡さなえ	新任
18	佐藤元展	新任

2. 任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

## 報 告 事 項 1

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果に係る北海道版結果報告書への掲載原稿について

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果に係る北海道版結果報告書に掲載する原稿について下記のとおり報告する。

### 記

1. 掲載原稿 別紙のとおり

■ 佐呂間町内小・中学校の状況及び体力向上策(学校数:小学校3校・児童数31名、中学校1校・生徒数38名)

【各種目の状況】

全国を50とした時の数値(T得点)をレーダーチャートで表示

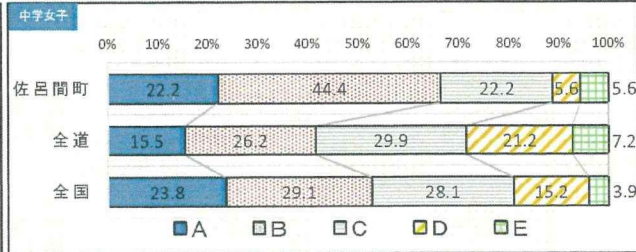
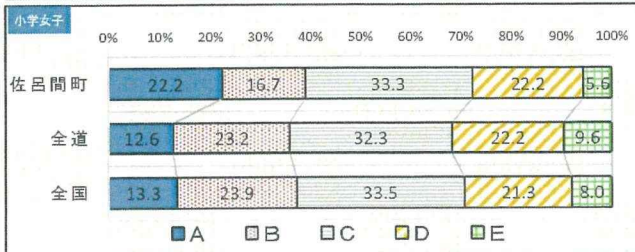
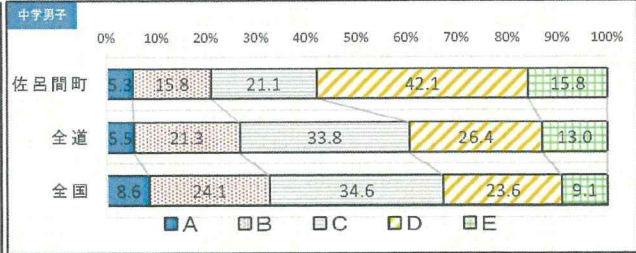
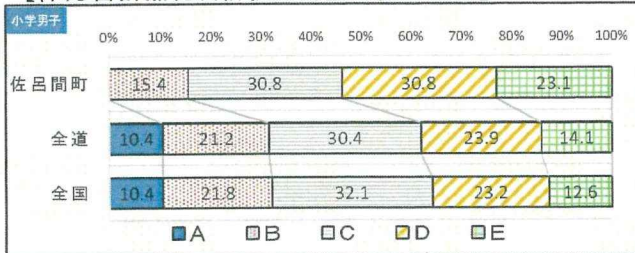
【小学校】



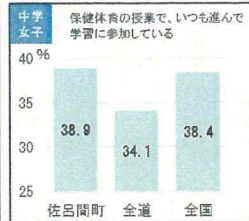
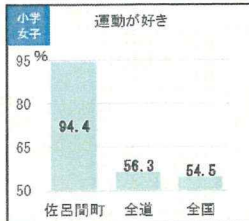
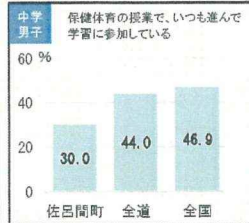
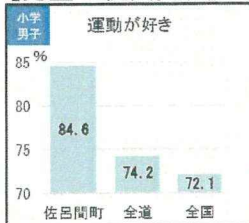
【中学校】



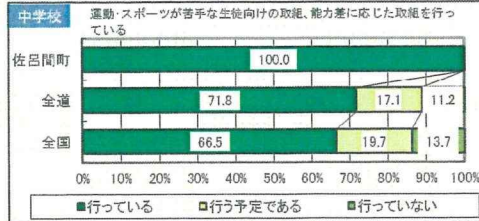
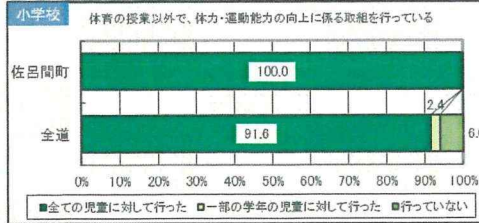
【体力合計点総合評価の児童生徒の割合】



【児童生徒質問紙】



【学校質問紙】



【分析】

<小学校>  
 各学校において、体育の授業以外で、体力・運動能力の向上に係る取組を、全ての児童に対して行ったことにより、児童が運動する機会が増え、男女ともに運動が好きと回答した児童の割合が、全国及び全道を上回ったと考えられる。

<中学校>  
 学校において、運動・スポーツが苦手な生徒向けの取組、能力差に応じた取組を行ったことにより、保健体育の授業で、いつも進んで学習に参加していると回答した生徒の割合が、全国を上回るとともに、男女ともに複数種目で全国及び全道を上回ったと考えられる。

【佐呂間町の体力向上策】

- ◎ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた学校全体での体力向上の取組の促進
- ◎ スポーツ少年団活動や社会教育を活用した運動機会の設定
- ◎ ICTのカメラ機能を利用し児童生徒各自の「よりよいパフォーマンス」を可視化することによる取組意欲の向上